

管内造船所工場数

令和5年3月31日現在

種類		造 船 所 数					
		許 可 造 船 所			登録造船所 (専 業)	届出造船所 (専 業)	計
		小造法4条 の登録を受 けていない 造船所	小造法4条 の登録を受 けている 造船所	合 計			
県別	本・支局別						
香 川	本 局	7	1	8	12	6	26
徳 島	徳 島	6	4	10	7	3	20
愛 媛	愛 媛	1	2	3	2	0	5
	今 治	20	2	22	0	3	25
	宇 和 島	5	4	9	10	0	19
	小 計	26	8	34	12	3	49
高 知	高 知	2	3	5	7	6	18
合 計		41	16	57	38	18	113

- (備考) 1 許可造船所：造船法第2条第1項の施設（総トン数500トン以上又は長さ50メートル以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができる造船台、ドック又は引き揚げ船台を備える造船施設）を所有し、又は借り受けている造船所
- 2 登録造船所：小型船造船業法第4条の登録を受けている造船所（総トン数20トン以上又は長さ15メートル以上の鋼製の船舶（総トン数500トン以上又は長さ50メートル以上のものを除く。）及び総トン数20トン以上又は長さ15メートル以上の木船の製造又は修繕を行う造船所）
- 3 届出造船所：造船法第5条第1項第1・鋼製の船舶の製造又は修繕をする事業
造船法第5条第1項第2・鋼製の船舶以外の船舶で総トン数20トン以上又は長さ15メートル以上のものの製造又は修繕をする事業